

## 令和6年三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要														
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予 算</td><td style="padding: 2px;">19 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">条 例 案</td><td style="padding: 2px;">21 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">そ の 他 議 案</td><td style="padding: 2px;">20 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認 定 告 発</td><td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報 出</td><td style="padding: 2px;">4 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">提 計</td><td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td></td><td style="padding: 2px;">64 件</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: -10px;">議案 60件</p>	予 算	19 件	条 例 案	21 件	そ の 他 議 案	20 件	認 定 告 発	件	報 出	4 件	提 計	件		64 件
予 算	19 件															
条 例 案	21 件															
そ の 他 議 案	20 件															
認 定 告 発	件															
報 出	4 件															
提 計	件															
	64 件															
◎予算 (19件)	<p>総務部</p> <p>【議案第 1 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第8号) (令和6年能登半島地震の被災地支援等や波切漁港で発生した魚類のへい死に伴う対応を行うための補正予算 補正額 約2億円)</p> <p>【議案第 2 号】令和5年度三重県一般会計補正予算(第9号) (国の令和5年度補正予算(第1号)に対応して、防災・減災、県土の強靭化等の取組を進めるための補正予算 補正額 約106億円)</p> <p>【議案第 3 号】令和5年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第4号) (補正額 約10億円)</p> <p>【議案第 4 号】令和6年度三重県一般会計予算 (予算額 約8, 051億円)</p> <p>【議案第 5 号】令和6年度三重県県債管理特別会計予算 (予算額 約1, 588億円)</p> <p>【議案第 6 号】令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 (予算額 約13億円)</p> <p>【議案第 7 号】令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 (予算額 約1, 527億円)</p> <p>【議案第 8 号】令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約4億円)</p> <p>【議案第 9 号】令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 (予算額 約24億円)</p> <p>【議案第 10 号】令和6年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約1億円)</p> <p>【議案第 11 号】令和6年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 (予算額 約3億円)</p> <p>【議案第 12 号】令和6年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約6億円)</p> <p>【議案第 13 号】令和6年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (予算額 約2億円)</p>															

区 分	件 名	概 要
予算 つづき	【議案第 14 号】令和6年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 (予算額 約3億円)  【議案第 15 号】令和6年度三重県港湾整備事業特別会計予算 (予算額 約1億円)  【議案第 16 号】令和6年度三重県水道事業会計予算 (予算額 約191億円)  【議案第 17 号】令和6年度三重県工業用水道事業会計予算 (予算額 約126億円)  【議案第 18 号】令和6年度三重県病院事業会計予算 (予算額 約72億円)  【議案第 19 号】令和6年度三重県流域下水道事業会計予算 (予算額 約247億円)	
◎条例案 (21件) 教育委員会	【議案第 20 号】 三重県公立学校情報機器整備基金条例案	県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、三重県公立学校情報機器整備基金を設置するものである。 (公布の日から施行) (制定内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理、処分、繰替運用等について規定する。</li></ul>
子ども・福祉部	【議案第 21 号】 三重県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案	社会福祉法第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものである。 (令和6年4月1日から施行) (主な制定内容) <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 女性自立支援施設の基本方針を定める。</li><li>(2) 女性自立支援施設の構造設備の一般原則その他の設備に関する基準について定める。</li><li>(3) 女性自立支援施設の非常災害対策、安全計画の策定等、苦情への対応その他の運営に関する基準について定める。</li><li>(4) 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する。</li></ol>

区 分	件 名	概 要
子ども・福祉部 つづき	<b>【議案第 22 号】</b> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	<p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県女性相談所条例の題名、設置の規定等を改める。</li> <li>(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例において、保健福祉業務手当を支給する場合について改める。</li> <li>(3) 旅館業法施行条例において、社会教育に関する施設等の一部を女性相談支援センター(現行:婦人相談所)及び女性自立支援施設(現行:婦人保護施設)に改める。</li> </ul>
教育委員会	<b>【議案第 23 号】</b> 三重県立中学校条例案	<p>三重県立中学校の設置に関し、必要な事項を定めるものである。 (令和7年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校を津市に設置する。</li> </ul>
地域連携・交 通部	<b>【議案第 24 号】</b> 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案	<p>行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務を加えるとともに、住民基本台帳法の一部改正等に伴い規定を整理する等の改正を行うものである。 (公布の日(一部令和6年4月1日及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県の区域内の市町の市町長等に対する本人確認情報の提供に係る規定を削る。</li> <li>(2) 知事が本人確認情報を利用することができる事務について、地方税法等に基づく県税等の賦課徴収又は調査に関する事務を削り、特定非営利活動促進法に基づく所轄庁の監督に関する事務を加える。</li> <li>(3) その他規定を整理する。</li> </ul>

区分	件名	概要
地域連携・交通部 つづき	<b>【議案第 25 号】</b> 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例等の一部を改正する条例案	<p>住民基本台帳法の一部改正に鑑み、題名、趣旨の規定等を整備する等の改正を行うものである。</p> <p>(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日(一部行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 審議会の所掌事務に、附票本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及び建議することを加える。</p> <p>(2) その他規定を整理する。</p>
総務部	<b>【議案第 26 号】</b> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に鑑み、定義の規定等を整備するものである。</p> <p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報の用語の定義を設ける。</p> <p>(2) 知事が個人番号を利用することができる事務の一つを特定個人番号利用事務(現行:番号法別表第2の第2欄に掲げる事務)に、知事が特定個人番号利用事務を処理するために自ら保有し、利用することができる特定個人情報を利用特定個人情報(現行:番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報)に改める。</p> <p>(3) 知事が自ら保有する特定個人情報を利用することができる事務の内、番号法別表第2に掲げる事務について改める。</p>
地域連携・交通部	<b>【議案第 27 号】</b> 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(令和6年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 租税特別措置法の一部改正に伴い、連結法人による譲渡に係る優良宅地の認定及び適合証明並びに優良住宅の認定の事務を削る。</p> <p>(2) 医療法の一部改正に伴い、規定を整理する。</p>

○ <参考>

○ 地方自治法  
(条例による事務処理の特例)

第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。  
2~4 (略)

区分	件名	概要
総務部	<p><b>【議案第 28 号】</b> 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正等に鑑み、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に係る規定等を整備するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p>
	<p><b>【議案第 29 号】</b> 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p>
医療保健部	<p><b>【議案第 30 号】</b> 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p>	<p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うものである。 (令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金の拠出率を「10万分の38」から「10万分の41」に改める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
雇用経済部 国土整備部	<b>【議案第 31 号】</b> 三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>建築基準法施行令の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (令和6年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 租税特別措置法の一部改正に伴い、優良宅地造成の認定申請に対する審査及び優良住宅新築の認定申請に対する審査についての規定を整理する。</li> <li>(2) 建築基準法施行令の一部改正に鑑み、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定申請手数料を新設する。</li> <li>(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する。</li> <li>(4) 若者の技能検定の受検手数料の減免に係る国の支援制度の変更に鑑み、技能検定の実技試験に係る手数料の額を改定する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)租税特別措置法の一部改正により、同法中の連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する節が削られた。</li> <li>(2)建築基準法施行令の一部改正により、大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の緩和に係る認定制度が創設された。</li> <li>(3)法律の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正された。</li> </ul>
防災対策部	<b>【議案第 32 号】</b> 三重県消防、火薬、高压ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に鑑み、手数料の額を改定するものである。 (令和6年4月1日及び同年5月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次に掲げる手数料の額を改定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 甲種危険物取扱者試験手数料</li> <li>② 乙種危険物取扱者試験手数料</li> <li>③ 丙種危険物取扱者試験手数料</li> <li>④ 危険物取扱者保安講習手数料</li> <li>⑤ 甲種消防設備士試験手数料</li> <li>⑥ 乙種消防設備士試験手数料</li> </ul> </li> <li>(2) 高圧ガス製造許可申請手数料において液化石油ガスの充てん設備の許可を受けた設備についての規定を新設する。</li> <li>(3) その他規定を整理する。</li> </ul>

区分	件名	概要
警察本部	<b>【議案第 33 号】 三重県警察関係手数料条例 の一部を改正する条例案</b>	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料について、自動車運転代行業認定証再交付手数料及び自動車運転代行業認定証書換え手数料の規定を削る。</p> <p>(2) 警備業法関係手数料について、警備業の認定の更新申請に係る手数料を警備業認定更新申請手数料(現行:警備業認定証更新申請手数料)に改めるとともに、警備業認定証再交付手数料及び警備業認定証書換え手数料の規定を削る。</p> <p>(3) 探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料の規定を削る。</p> <p>(4) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、猟銃技能講習手数料の額を14,000円(現行12,700円)に改定する。</p>
子ども・福祉部	<b>【議案第 34 号】 障がいの有無にかかわらず 誰もが共に暮らしやすい三重 県づくり条例の一部を改正す る条例案</b>	<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に鑑み、事業者における障がいを理由とする差別の禁止の規定等を整備するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <p>(1) 県は、共生社会の実現に向けた施策の策定等に当たっては、国及び市町と連携し、及び協力しなければならない(現行:するよう努める)こととする。</p> <p>(2) 事業者は、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない(現行:するよう努めなければならない)こととする。</p>
医療保健部	<b>【議案第 35 号】 医療法に基づく病院及び診 療所の人員及び施設に關す る基準等を定める条例の 一部を改正する条例案</b>	<p>医療法施行規則の一部改正に鑑み、病院の人員の規定を整備するものである。 (令和6年4月1日から施行)</p>

区分	件名	概要
子ども・福祉部	<b>【議案第 36 号】 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案</b>	<p>刑法の一部改正等に鑑み、非行を助長する行為等の禁止の規定等を整備するものである。</p> <p>(公布の日(一部令和6年4月1日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民法の一部改正に鑑み、青少年の定義を改める。</li> <li>(2) 刑法の一部改正に鑑み、著しい非行とする行為に、16歳未満の者に対する面会要求等を加える。</li> <li>(3) その他規定を整理する。</li> </ul>
県土整備部	<b>【議案第 37 号】 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案</b>	<p>建築基準法の一部改正に鑑み、建築物の耐火性能に関する基準についての規定を整備するものである。</p> <p>(令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐火劇場等、マーケット及び工場等の耐火性能に係る基準について、その耐火性能が要求される部分を、主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を除いた部分(現行:主要構造部)に改める。</li> <li>(2) その他規定を整備する。</li> </ul>
<b>&lt;参考&gt;</b>		<p>耐火建築物は主要構造部(建築物の防火上主要な柱・床等の部分)に一定の耐火性能が必要となるが、法改正により、一定水準以上に強化した防火区画を行うことでその区画内の主要構造部は木造とすることが可能となり、木造化を許容する主要構造部以外の主要構造部は特定主要構造部と改められたため、本条例も法改正にあわせて改正を行う。</p>
	<b>【議案第 38 号】 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案</b>	<p>住宅に困窮する単身者に対して的確に県営住宅を供給するため、入居の資格の規定等を整備するものである。</p> <p>(令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入居の資格について、単身又は親族の同居者があること(現行:原則として親族の同居者があること)に改める。</li> <li>(2) その他規定を整備する。</li> </ul>

区分	件名	概要																								
教育委員会	<p><b>【議案第 39 号】</b> 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案</p> <p>令和6年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p>(令和6年4月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立学校職員の定数を改正する。</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校 高等学校</td> <td>3,177人</td> <td>3,151人</td> <td>△26人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,308人</td> <td>1,294人</td> <td>△14人</td> </tr> <tr> <td>市町立学校 小学校</td> <td>6,746人</td> <td>6,717人</td> <td>△29人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,704人</td> <td>3,700人</td> <td>△4人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,935人</td> <td>14,862人</td> <td>△73人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【議案第 40 号】</b> 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p> <p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに熊野市及び南牟婁郡御浜町に高等学校を設置するものである。</p> <p>(令和7年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県立熊野青藍高等学校に係る規定を加える。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>熊野青藍高等学校の概要</p> <p>(1)設置場所 熊野青藍高等学校:木本高等学校校地 同 紀南分校:紀南高等学校校地</p> <p>(2)設置学科 熊野青藍高等学校:全日制普通科、全日制総合学科、定時制普通科 同 紀南分校:全日制総合学科</p>		現行	改正後	増減	県立学校 高等学校	3,177人	3,151人	△26人	特別支援学校	1,308人	1,294人	△14人	市町立学校 小学校	6,746人	6,717人	△29人	中学校	3,704人	3,700人	△4人	合計	14,935人	14,862人	△73人	
	現行	改正後	増減																							
県立学校 高等学校	3,177人	3,151人	△26人																							
特別支援学校	1,308人	1,294人	△14人																							
市町立学校 小学校	6,746人	6,717人	△29人																							
中学校	3,704人	3,700人	△4人																							
合計	14,935人	14,862人	△73人																							
◎その他議案 (20件) 総務部	<b>【議案第 41 号】</b> 包括外部監査契約について	<p>包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約を締結するものである。</p> <p>○ 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>○ 契約の始期 令和6年4月1日</p> <p>○ 契約金額 11,169,840円を上限とする額</p> <p>○ 契約の相手方 大島 嘉秋:公認会計士</p>																								

区 分	件 名	概 要
防災対策部	<b>【議案第 42 号】</b> 防災関係建設事業に対する市町等の負担について	令和6年度において、県の行う防災関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町及び消防組合に負担を求めるものである。
農林水産部	<b>【議案第 43 号】</b> 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について	令和6年度において県の行う農林水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
農林水産部 つづき	<p><b>【議案第 44 号】</b>            国営中勢用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について</p>	<p>平成24年度から農林水産省が行った国営中勢用水土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。</p>
	<p><b>【議案第 45 号】</b>            国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について</p>	<p>平成26年度から農林水産省が行った国営青蓮寺用水土地改良事業の負担金の償還に要する経費に充てるため、土地改良法第90条第9項の規定により、市町の負担金を徴収するものである。</p>

区分	件名	概要
県土整備部	<p><b>【議案第 46 号】</b> 土木関係建設事業に対する市町の負担について</p>	令和 6 年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部について、当該市町に負担を求めるものである。
	<p><b>【議案第 47 号】</b> 北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市町 四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 萩野町 朝日町 川越町</li> <li>2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 54円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> <li>3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</li> </ol> <p>□ &lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○供用開始年月:昭和63年1月</li> <li>○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 51円 (令和3年度～令和5年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
国土整備部 つづき	<p><b>【議案第 48 号】</b>            北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの関係市の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市 四日市市 鈴鹿市 亀山市</li> <li>2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 72円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> <li>3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○供用開始年月:平成8年1月            ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 65円            (令和3年度～令和5年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</p> </div>
	<p><b>【議案第 49 号】</b>            中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する費用の市負担の改定について</p>	<p>中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの関係市の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市 津市</li> <li>2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 89円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> <li>3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○供用開始年月:平成5年4月            ○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 77円            (令和3年度～令和5年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</p> </div>

区分	件名	概要
国土整備部 つづき	<p><b>【議案第 50 号】</b>  <b>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について</b></p>	<p>中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市町 津市 松阪市 多気町</li> <li>2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 102円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> <li>3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○供用開始年月:平成10年4月</li> <li>○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 90円 (令和3年度～令和5年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> </ul>
	<p><b>【議案第 51 号】</b>  <b>宮川流域下水道(宮川処理区)の維持管理に要する費用の市町負担の改定について</b></p>	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第31条の2第1項の規定により、令和6年度から令和8年度までの関係市町の負担を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係市町 伊勢市、明和町、玉城町</li> <li>2 負担金の単価 流入水量1立方メートルにつき 115円 (消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> <li>3 負担金の額 負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○供用開始年月:平成18年6月</li> <li>○現行単価:流入水量1立方メートルにつき 91円 (令和3年度～令和5年度、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
防災対策部	【議案第 52 号】 工事請負契約について	<p>防災通信ネットワーク(衛星系)整備工事</p> <p>○ 場所 津市広明町13 他73箇所</p> <p>○ 契約金額 2,244,000,000円</p> <p>○ 契約方法 一般競争入札</p> <p>○ 請負者住所氏名 名古屋市東区東桜一丁目14番11号 パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 中日本社 プレジデント 細貝 邦行</p> <p>○ 工事の概要 防災通信ネットワーク (衛星系)整備 1式</p>

区分	件名	概要
出納局	<p>【議案第 53 号】 財産の取得について</p>	<p>三重県財務会計・予算編成支援システム用サーバ機器類の 購入</p> <p>○金額 136,521,693円 ○相手方住所氏名 岐阜県岐阜市西中島3丁目11番1号 株式会社第一システム 代表取締役 横山 俊明</p>

区 分	件 名	概 要
地域連携・交通部	【議案第 54 号】 財産の処分について	<p>木曽岬新輪工業団地の処分(売払い)</p> <p>○ 所在地 桑名郡木曽岬町新輪一丁目3番9 土地 30,116平方メートル</p> <p>○ 種目及び数量 586,358,520円</p> <p>○ 金額 三重県四日市市霞二丁目</p> <p>○ 相手方住所氏名 1番地の1 日本トランシティ株式会社 代表取締役 安藤 仁</p>

区 分	件 名	概 要
医療保健部	<p><b>【議案第 55 号】</b>  <b>地方独立行政法人三重県立総合医療センター第三期中期計画の変更の認可について</b></p>	<p>地方独立行政法人三重県立総合医療センターが策定した第三期中期計画について、「公立病院経営強化ガイドライン(総務省)」をふまえた計画の変更を行うため、地方独立行政法人法第26条第1項および第83条第3項の規定に基づき、議会の議決を経て変更の認可をしようとするものである。</p>
	<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>○地方独立行政法人法 (中期計画)</p> <p>第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。 2~4 (略)</p> <p>(料金及び中期計画の特例) 第83条 1~2(略)</p> <p>3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。</p>	

区分	件名	概要
医療保健部 つづき	<p><b>【議案第 56 号】</b>  <b>第3次三重の健康づくり基本計画の策定について</b></p>	<p>三重県健康づくり推進条例(平成14年三重県条例第5号)第8条第3項の規定により、県民の健康増進の総合的な推進のため、第3次三重の健康づくり基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)      第3次三重の健康づくり基本計画は、次の5章で構成する。</p> <p>第1章 基本的事項      計画の基本的な考え方、全体目標等について示したものである。</p> <p>第2章 三重県の現状      本県の人口・年齢構成、平均寿命等の状況について示したものである。</p> <p>第3章 三重の健康づくり基本計画の最終評価      現行計画の評価、それをふまえた課題や今後の進め方について示したものである。</p> <p>第4章 基本方針および取組      全体目標、全体目標の達成に向けた3つの基本方針、各分野における取組等について示したものである。</p> <p>第5章 計画推進のための取組方針      取組推進における県の担うべき役割等について示したものである。</p> <p>(計画の期間)      令和6年度から令和17年度までの12年とする。</p>
	<p style="text-align: center;">&lt;参考&gt;</p> <p>第3次三重の健康づくり基本計画の策定については、三重県健康づくり推進条例(平成14年三重県条例第5号)第8条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>	

区分	件名	概要
医療保健部 つづき	【議案第 57 号】 第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について	<p>みえ歯と口腔の健康づくり条例(平成24年三重県条例第42号)第12条第3項の規定により、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)</p> <p>第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画は、次の5章で構成する。</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>計画の趣旨、位置づけ等について示したものである。</p> <p>第2章 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題</p> <p>現行計画の評価、主な成果と課題について示したものである。</p> <p>第3章 歯と口腔の健康づくりの目標</p> <p>めざす姿、めざす姿に向けた施策の方向、評価指標と目標値について示したものである。</p> <p>第4章 歯と口腔の健康づくりの推進</p> <p>ライフステージおよびライフコースアプローチに基づいた歯と口腔の健康づくりの推進等について示したものである。</p> <p>第5章 歯と口腔の健康づくりの推進体制</p> <p>計画の推進体制、進行管理等について示したものである。</p> <p>(計画の期間)</p> <p>令和6年度から令和17年度までの12年とする。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定については、みえ歯と口腔の健康づくり条例(平成24年三重県条例第42号)第12条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>

区分	件名	概要
環境生活部	<p><b>【議案第 58 号】</b>  <b>三重県人権施策基本方針の変更について</b></p>	<p>人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、三重県人権施策基本方針(平成27年12月改定)の変更を行うものである。          (計画の内容)          三重県人権施策基本方針は、次の3章で構成する。          第1章 基本的な考え方          基本方針改定の経緯、めざす社会、基本理念、人権尊重のための基本姿勢について示したものである。          第2章 人権施策の推進          人権啓発および人権教育の推進、差別その他の人権問題を解消するための施策の推進、課題別施策の推進について示したものである。          第3章 人権施策の推進体制等          人権尊重の視点に立った行政の推進、人権施策の推進体制と仕組みについて示したものである。</p>
	<p>■ &lt;参考&gt;</p> <p>三重県人権施策基本方針の変更については、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(令和4年三重県条例第25号)第11条第4項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>	

区 分	件 名	概 要
観光部	<p>【議案第 59 号】 三重県観光振興基本計画 (令和6年度～令和8年度)の 策定について</p>	<p>みえの観光振興に関する条例(平成23年三重県条例第34号)第21条第1項の規定により、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画として三重県観光振興基本計画(令和6年度～令和8年度)を策定する。 (計画の内容) 三重県観光振興基本計画(令和6年度～令和8年度)は、次の3章で構成する。 第1章 計画の方向性 計画の基本的な考え方、計画期間、10年後のめざす姿と目標、施策の柱、計画の施策体系等について示したものである。 第2章 計画の施策展開 施策の柱「質が高く、持続可能な観光地づくり」「戦略的な観光誘客の推進」「魅力的な観光産業の確立」を構成する戦略ごとに、現状と課題、取組の方向性、取組内容、戦略目標を示したものである。 第3章 計画を推進する仕組み 計画の推進体制、基本的な役割分担、県における推進体制、計画の進行管理について示したものである。 (計画の期間) 令和6年度から令和8年度までとする。</p>
	<p>&lt;参考&gt;</p>	<p>三重県観光振興基本計画(令和6年度～令和8年度)の策定については、みえの観光振興に関する条例第21条第3項の規定により議会の議決を要する。</p>

区分	件名	概要
県土整備部	<p><b>【議案第 60 号】</b>  <b>花とみどりの三重づくり基本計画の策定について</b></p>	<p>花とみどりの三重づくり条例第19条に基づき、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定するものである。</p> <p>(計画の内容)      花とみどりの三重づくり基本計画は、次の5章で構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1章 はじめに          計画策定の経緯、計画の位置づけや期間、花とみどりの効用についてまとめたものである。</li> <li>(2) 第2章 花とみどりを取り巻く状況          花とみどりを取り巻く近年の社会情勢、県内の花とみどりの状況についてまとめたものである。</li> <li>(3) 第3章 計画の基本的な方針          基本理念、取組の視点、基本方針を示したものである。</li> <li>(4) 第4章 基本的施策の展開          施策の体系、各施策の取組の方向性、具体的な取組内容を示したものである。</li> <li>(5) 第5章 計画の実現に向けて          目標、計画の推進体制、主体の役割、計画の進捗管理について示したものである。</li> </ul>
	<p>&lt;参考&gt;</p> <p>花とみどりの三重づくり基本計画の策定については、花とみどりの三重づくり条例(令和5年三重県条例第26号)第19条第4項の規定により議会の議決を要する。</p>	

区 分	件 名	概 要
◎報告 (4件) 政策企画部	【報告第 1 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年9月15日津市栄町地内において発生した統計課に 係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額につい て和解した。 損害賠償額 817,850円
子ども・福祉部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年11月24日三重郡菰野町大字千草地内の国道306 号において発生した北勢福祉事務所に係る自動車による公務 上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,001,704円
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年2月10日伊賀市西明寺地内の市道において発生し た伊賀警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,804,800円

区分	件名	概要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年7月2日四日市市楠町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 45,540円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年8月21日松阪市田村町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 132,000円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年9月8日名張市薦生地内の県道において発生した名張警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 44,999円

区分	件名	概要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償について)	令和5年10月16日津市栄町地内の市道において発生した人身安全対策課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 222,585円
県土整備部	【報告第 2 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和4年11月30日南伊勢町神津佐地内の県道南勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 80,575円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管理瑕疵による損害賠償について)	令和5年10月12日名張市滝之原地内の県道名張青山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 14,949円

区 分	件 名	概 要
医療保健部	<p>【報告第 3 号】 地方独立行政法人三重県立 総合医療センターの常勤職 員の数について</p>	地方独立行政法人法第54条第2項の規定に基づくもの。

区分	件名	概要
企業庁	<p><b>【報告第 4 号】</b>          議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p> <b>【契約名称】</b> 多気浄水場非常用発電設備改良工事  <b>【履行場所】</b> 多気郡多気町相可地内  <b>【契約金額】</b> 595,045,000円  <b>【契約方法】</b> 一般競争入札  <b>【契約の相手方の住所及び氏名】</b>          四日市市諏訪栄町1番1号          昱耕機株式会社三重営業所          所長 水谷 晃史  <b>【契約締結の年月日】</b>          令和5年11月21日  <b>【契約期間】</b> 令和5年11月21日から          令和7年10月10日まで       </p>

区分	件名	概要
国土整備部	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業汚泥処理棟(土木)建設工事</p> <p>【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地内</p> <p>【契約金額】 変更前 1,127,500,000円 変更後 1,232,730,400円</p> <p>【契約方法】 隨意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 津市大倉19番1号 日本土建・穂積特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 賴一</p> <p>【契約締結の年月日】 令和6年1月18日</p> <p>【契約期間】 令和5年2月10日から 令和7年5月7日まで</p>